

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」「2. 基本的な考え方」において、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定め、以下の当社ウェブサイト公表しております。

(コーポレートガバナンスに関する基本方針)

(URL) <http://www.smm.co.jp/ir/management/governance/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-2-1: 経営陣の報酬のインセンティブ付け】

補充原則4-2-1は実施しておりません。

当社の業績は、その時々金属市況や為替相場の影響を大きく受けるため、経営戦略やプロジェクトの達成状況と必ずしも連動しません。また、資源開発や製錬プラント建設に関するプロジェクトは着手から完了まで非常に長い時間を要し、その成果を享受できる時には経営陣の構成が変わっていることも珍しくありません。

このような事業の特性を踏まえ、当社では、報酬が個々の取締役や経営陣に対する健全なインセンティブとして機能することを考慮して、連結業績や中長期的な経営戦略に沿った個人目標の到達度等を評価項目とする業績連動報酬および賞与から成る現在の報酬制度を定めています。現時点では、自社株報酬(ストックオプション制度)は経営陣の健全なインセンティブとして有効に機能すると考えていないため導入しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4: いわゆる政策保有株式】

当社は、事業戦略を進めるうえで、中長期的に事業基盤の強化につながると判断される場合、株式を政策的に保有することがあります。

政策保有株式の議決権行使については、発行会社ごとに検討を行い、当該会社の企業価値向上につながるか、当社の企業価値にどのような影響を与えるか等を総合的に勘案して議案への賛否を判断します。

【原則1-7: 関連当事者間の取引】

当社および株主共同の利益を損なうことのないよう、取締役および監査役と会社間の取引については、取締役会の事前の承認を得ます。また、当該取引の有無を調査のうえ、半期ごとに取締役会に報告します。

主要な株主との取引が発生する場合には、取締役と会社間の取引と同様の基準で対応します。なお、主要な株主とは、当社の議決権を10%以上保有する株主とします。

【原則3-1: 情報開示の充実】

(i) 経営理念、経営戦略

「SMMグループ経営理念」およびその原点である「住友の事業精神」、経営理念に基づき当社がめざすべき姿を示す「SMMグループ経営ビジョン」、経営理念を実現するための役員・社員の行動基準である「SMMグループ行動基準」を以下の当社ウェブサイト公表しております。

(SMMグループ経営理念)

(URL) http://www.smm.co.jp/corp_info/philosophy/principle/

(住友の事業精神)

(URL) http://www.smm.co.jp/corp_info/philosophy/principle/

(SMMグループ経営ビジョン)

(URL) http://www.smm.co.jp/corp_info/philosophy/vision/

(SMMグループ行動基準)

(URL) http://www.smm.co.jp/corp_info/philosophy/conduct/

また、2016-2018年度の経営戦略である「2015年中期経営計画」につきましても以下の当社ウェブサイト公表しております。

(URL) <http://www.smm.co.jp/ir/management/plan/>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を含む基本方針を「コーポレートガバナンスに関する基本方針」としてまとめ、以下の当社ウェブサイトにて公表しております。

(URL) <http://www.smm.co.jp/ir/management/governance/>

(iii) 取締役の報酬の基本方針と手続

取締役の報酬は、株主総会の決議により、取締役の報酬総額の最高限度額を決定するとともに、取締役に賞与を支給する場合には、社外取締役を除く取締役に対する賞与総額を決定します。

取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が、以下のとおり決定します。

取締役の報酬のうち賞与以外については、当社グループの連結業績を勘案して定められる基準報酬額に、部門業績、中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度、安全成績(労働災害の件数)等の役職別評価項目を基準として算出される取締役の個人別の業績を反映させて具体的な報酬額を算出し、ガバナンス委員会において助言を得たうえで決定します。また、賞与については、当社グループの連結業績を勘案して定められる基準賞与額に、上記と同様の役職別評価項目を基準として算出される取締役の個人別の業績を反映させて具体的な金額を算出

し、ガバナンス委員会において助言を得たうえで決定します。ただし、社外取締役については、業務執行から独立した立場での監督機能が重視されることから、個人別の業績を反映することは行わず、基準報酬額のみで賞与は支給しません。
なお、執行役員の報酬の基本方針と手続は、取締役の報酬の基本方針と手続に準じております。

(iv) 取締役や執行役員の候補者の指名方針と手続

取締役候補者および執行役員の指名にあたっては、社長が候補者の知識、経験、能力、見識等を総合的に勘案し、ガバナンス委員会において助言を得たうえで、適任者を取締役に提案し、取締役会において決定する方針とします。取締役候補者の指名の理由は、株主総会参考書類に記載します。

(v) 取締役・監査役候補者の個々の指名の理由

第91期定時株主総会(2016年6月27日開催)における取締役・監査役候補者の指名の理由は、第91期定時株主総会参考書類に記載のとおりであります。なお、当該参考書類は、以下の当社ウェブサイトに公表しております。

(URL) <http://www.smm.co.jp/ir/stock/meeting/>

【補充原則4-1-1:取締役会の経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社では、法令および定款に従い、取締役会から経営陣に対して、業務執行の決定を委ねております。

具体的には、取締役会は、取締役会において定めた取締役会規程に基づき、株主総会、取締役・執行役員、経営方針・経営計画、リスクマネジメント、CSR、組織・人事、プロジェクトなどに関する重要な事項について決議することとしており、この規程で定めた基準に該当しない事項については、同じく取締役会において定めた諸規程に基づき、社長や執行役員などにその決定を委ねております。

【原則4-8:独立社外取締役の有効な活用】

取締役のうち3分の1以上を独立した社外取締役として選任しております。

【原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準】

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」「5-4独立性の基準」において、独立性判断基準を定め、以下の当社ウェブサイトで公表しております。

(URL) <http://www.smm.co.jp/ir/management/governance/>

【補充原則4-11-1:取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

取締役会は、当社事業の各分野に精通した当社出身者に加え、社内出身者とは異なる知識、経験、能力、見識等を有する社外有識者を招聘することにより、多様性を持った構成とします。その規模については、取締役会の機動性を確保し活発な議論を行ううえで適切な人数とします。また、取締役のうち3分の1以上を独立した社外取締役として選任し、より透明性の高い経営をめざします。

【補充原則4-11-2:取締役・監査役の兼任状況】

取締役・監査役の兼任状況は、事業報告および株主総会参考書類に記載のとおりであります。なお、事業報告および株主総会参考書類は、以下の当社ウェブサイトに公表しております。

(URL) <http://www.smm.co.jp/ir/stock/meeting/>

【補充原則4-11-3:取締役会全体の実効性についての分析・評価とその結果】

取締役会は、適切な業務執行の決定および監督機能の点から取締役会の実効性を分析・評価するため、毎年、取締役および監査役に対してアンケートを実施しております。

アンケートは、回答が社内担当者の目に触れることがないよう回答先を外部の法律事務所とし、集計結果の取りまとめおよびその分析を委託しております。

取締役会は、アンケートに記載された取締役および監査役の自己評価の集計結果および法律事務所の外部評価に基づき、取締役会の実効性を分析・評価しております。

本年度は、実効性の評価に先立ち、当社取締役会のあるべき姿について取締役会で議論を行い、意思決定機能を重視した取締役会を志向していくことなどを確認したうえで、取締役会での実効性の分析・評価を行いました。

その結果、当社取締役会はあるべき姿に照らして意思決定を通じて概ね監督機能を発揮していることとともに、取締役会の実効性について重大な問題は認められないことを確認しました。その一方で、取締役会における議論の効率化と経営上の重要事項に関する審議の充実を図る観点から、取締役会付議案件のさらなる見直しや、資料における要点の絞り込みについて、取締役・監査役から意見が提示されました。また、社外役員研修として、事業所等への視察機会の充実を求める意見もありました。

当社は、各取締役・監査役からの建設的な意見を参考に、取締役会の実効性のさらなる向上に努めます。

【補充原則4-14-2:取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

新任の取締役、監査役および執行役員に対しては、就任時に役員の法的責任、コンプライアンスおよび法律知識に関する研修を実施します。また、取締役、監査役および執行役員その他を対象として、種々の社内研修を開催し、弁護士その他の社外有識者による講演等を通じて時宜に応じた情報の収集がなされるように努めます。そのほか、社外セミナーの紹介等、トレーニング機会に関する情報を提供します。

上記を含め、取締役・監査役および執行役員のトレーニングに要する費用は、当社が全額を負担します。

【原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家の皆様のご理解とご支援をいただくことは、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のために不可欠であると考えます。そのため、中長期的な企業価値向上の観点から株主・投資家の皆様との対話に向け、当社へのご理解を深めていただくべく次のとおりIR活動を展開します。

(i) 株主・投資家の皆様との対話および情報開示は、社長が統括し、広報IR部所管執行役員を担当役員とします。

(ii) 開示内容の決定および資料の作成にあたっては、広報IR部が関係部門と連携を取り、適切な開示を行います。

(iii) 機関投資家および証券アナリストを対象に、社長による決算や経営戦略に関する説明会を開催するほか、当社事業に対する理解を深めるための施策を実施します。また、当社ウェブサイトに個人投資家向けのコーナーを設け、IR情報のわかりやすい開示に努めます。

(iv) 株主・投資家の皆様とのコミュニケーションを通じてもたらされるご意見・ご要望は、定期的に経営陣に報告し、当社の経営に生かします。

(v) 決算発表の準備期間中に株価に影響を与える情報が漏れることを防ぐため、四半期決算の発表前に一定の「沈黙期間」を設け、決算に関するコメントや質問への回答を控えます。また、稟議書には情報開示に関する事項を記載することとし、情報管理について確認するほか、株主・投資家の皆様との対話にあたっては担当部門がインサイダー情報の開示を行わないことを徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	41,993,000	7.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	39,326,000	6.76
トヨタ自動車株式会社	22,116,000	3.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	9,954,000	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	7,826,000	1.35
株式会社三井住友銀行	7,650,491	1.32
住友不動産株式会社	7,490,110	1.29
住友生命保険相互会社	7,474,000	1.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	7,377,000	1.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	7,304,000	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 資本構成は、2017年3月31日現在の状況を記載しております。
2. 当社は、自己株式30,030,086株を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
牛嶋 勉	弁護士											
泰松 齊	学者											
中野 和久	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
牛嶋 勉	○	—	弁護士・税理士としての専門知識と豊富な経験を有しており、特にコンプライアンスの観点から提言をいただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化のための適切な役割を果たしていただいていることから、社外取締役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

泰松 齊	○	—	金属を中心とする材料工学の研究者として専門的知見を有しております。この知見を生かすとともに、大学教授としての学識ならびに教育研究評議員および副学部長等としての経験を背景に、コーポレート・ガバナンスの強化のための適切な役割を果たしていただくことが期待できるため、社外取締役を選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
中野 和久	○	中野和久氏は、当社の取引先である出光興産株式会社の相談役を務めております。 2016年3月期において、当社は同社との間で当社材料事業の製品販売等に関する取引がありますが、当社の同社に対する売上高は13百万円程度であり当社(単体)の売上高に占める割合は0.0%です。 また、当社は同社との間で当社の操業資材等の購入に関する取引がありますが、当社の同社に対する支払額は1,274百万円程度であり同社(単体)の売上高に占める割合は0.0%です。	出光興産株式会社にて代表取締役社長等の職責を担い、会社経営および資源事業に関する豊富な知識と経験を有しております。この知見を生かし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて適切な経営の監督を行なっていくことによりコーポレートガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	4	0	1	3	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	4	0	1	3	0	0	なし

補足説明

当社は、執行役員でない取締役会長および独立社外取締役に構成されるガバナンス委員会(取締役会長を置かない場合は独立社外取締役のみで構成)を設置し、取締役、執行役員等の指名・報酬をはじめとするガバナンスに関する特に重要な事項について、客観的な立場から助言を得ることとしております。これにより、株主をはじめとするステークホルダーの立場を踏まえ、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携としては、監査部は監査役に対し、監査計画の説明を行うなど、適宜情報の提供を行っているほか、監査部の執行役員等に対する内部監査の結果報告には監査役も同席しております。また、監査役は、監査役会で決定した監査計画を監査部に提供し、監査部の監査に随時立ち会っております。監査役と会計監査人とは、監査役は監査計画を会計監査人に提供し、会計監査人からは監査計画の説明および監査結果の報告を受けております。

内部監査、監査役監査および会計監査と内部統制部門との関係については、内部統制部門が、内部統制システムの構築及び運用状況のモニタリングを行い、監査部、監査役および会計監査人へ定期的かつ必要に応じて報告を行い、監査を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名
------------------------	-----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三和 彦幸	公認会計士													
近藤 純一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三和 彦幸	○	三和彦幸氏は、2009年6月まで、当社との間で監査契約を締結しているあずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)代表社員を務めておりました。2016年3月期の当社の同監査法人に対する報酬等の支払額は187百万円程度です。	監査法人における長年の監査の経験と会計に関する豊富な知識を背景に、特に会計専門家の見地から意見や指摘をいただくことにより、監査機能を発揮していただいているため、社外監査役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
近藤 純一	○	—	金融機関における豊富な経験を有しております。この経験に基づき、社外監査役としての役割を果たしていただくことが期待できるため、社外監査役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社の全ての社外役員は、独立役員の要件を満たしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社は 第80期定時株主総会(2005年6月29日開催)終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止いたしました。当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は毎年の業績に連動しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

1. 取締役報酬の総額

報酬総額: 269百万円(基本報酬269百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役、監査役それぞれの報酬総額の最高限度額を決定するとともに、取締役に賞与を支給する場合には、社外取締役を除く取締役に対する賞与総額を決定しております。

取締役の報酬額については、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が、以下のとおり決定します。

当社の取締役の報酬のうち賞与以外のものの額については、当社の連結業績を勘案して定められる基準報酬額に、部門業績、中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度、安全成績(労働災害の件数)等の役職別評価項目を基準として算出される取締役の個人別の業績を反映させて具体的な報酬額を算出し、ガバナンス委員会において助言を得たうえで決定します。また、賞与の額については、当社の連結業績を勘案して定められる基準賞与額に、上記と同様の役職別評価項目を基準として算出される取締役の個人別の業績を反映させて具体的な金額を算出し、ガバナンス委員会において助言を得たうえで決定します。但し、社外取締役については、業務執行から独立した立場での監督機能が重視されることから、個人別の業績を反映することは行わず、基準報酬額のみとしており、賞与も支給していません。

監査役の報酬額は、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により、個別の監査役の報酬額を決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員がその役割や責務を実効的に果たすため、以下のとおり必要な支援を実施します。

1. 取締役会の審議の充実のため、社外役員に対し、取締役会の議題の事前説明を実施します。

2. 社外役員の事業に対する理解を深めるため、社外役員が当社グループの拠点を視察する機会を設定します。また、大型プロジェクトなど社外役員が関心を持つテーマを取り上げ、説明する機会を設定します。

3. 情報の共有を図るとともに外部者による客観的な視点を経営に反映するため、社外役員のみを構成員とする会合および社外役員と経営トップが直接に意見を交換できる会合を開催します。

なお、取締役会事務局として事務局員4名(兼務)、監査役会事務局として事務局員3名(兼務)を置いており、これらの事務局員により社外取締役または社外監査役に対するサポートがそれぞれ行われております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のガバナンスは、経営における執行と監視・監督のそれぞれの機能が十分発揮されるシステムとして、監査役会設置会社および執行役員制度を採用し、取締役会による「意思決定・監督」と、代表取締役および執行役員による「業務執行」、そして監査役および会計監査人による「監査」という3区分の組織体制により運営されています。

取締役会は、会社法に定める事項その他の重要な業務執行の決定等を通じて意思決定を行うとともに、代表取締役や執行役員による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担っております。

取締役会は、法令および定款に従い業務執行の決定を代表取締役や執行役員に委ねており、権限と責任を明確化しています。代表取締役や執行役員による業務執行の決定は、稟議制度等を通じて審査し決裁を行うことを基本とし、審議を必要とする経営上の重要事項については経営会議を開催し、多角的な視点から合理的な経営判断と慎重な意思決定を行うシステムとしています。

業務執行は、事業活動と社会的責任活動を両輪とし、社会的責任活動は、CSR活動、コンプライアンス活動、当社固有のリスクマネジメント活動および内部統制から構成され、「地球および社会との共存」を図りつつ業務に取り組んでいます。

各監査役は、他の監査役、内部監査部門および会計監査人と情報交換を行う等、必要に応じて連携し、法令、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、業務執行の監査を行っています。

当社の企業統治の体制の具体的な整備状況は次のとおりです。

1. 取締役・取締役会

取締役の員数は定款で10名以内と定めており、任期は1年としております。

また、取締役会は、当社事業の各分野に精通した当社出身者に加え、社内出身者とは異なる知識、経験、能力、見識等を有する社外有識者を招聘することにより、多様性を持った構成としております。さらに、より透明性の高い経営をめざし、取締役のうち3分の1以上を独立した社外取締役とする方針としており、取締役8名のうち3名を独立した社外取締役として選任しています。

定時取締役会は毎月1回開催するほか、臨時取締役会の開催により機動的な意思決定をなし得る体制を整えております。

なお、取締役会で決議または報告された事項は執行役員会議で報告され、情報の共有化がなされております。

取締役の報酬は、業績連動報酬制度を導入しております。なお、具体的報酬額の決定にあたっては、ガバナンス委員会において助言を得ることとしております。

2. 経営会議

経営会議は、社長、副社長および専務執行役員その他関係執行役員等を構成メンバーとしており、取締役会長、社外取締役および監査役も出席することができます。

経営会議は、取締役会決議事項および社長決裁に該当する重要事項のうち慎重な審議が必要な事項について、広い観点から審議を行い、取締役会への上程の可否を決定するとともに、社長による決裁を支援する機能を果たしております。

3. 執行役員制度

当社は、定款の規定に基づき、執行役員制度を採用しております。

執行役員に対しては、権限と責任の明確化と大幅な権限委譲を行い、執行機能を強化しております。

現在、執行役員は、21名(うち取締役兼務者4名)で構成され、事業部門長、本社部室長等、重要な職位の委嘱を受け、固有の権限を付与されて、その業務を執行しております。また、執行役員は、業務執行の状況について、毎月1回執行役員会議において報告することとしております。

執行役員の報酬についても、取締役と同様に、業績連動報酬制度を導入しております。なお、具体的報酬額の決定にあたっては、ガバナンス委員会において助言を得ることとしております。

4. 監査役・監査役会

監査役数は定款で5名以内と定めております。現在、監査役は4名(常勤の監査役2名および非常勤の監査役(社外監査役)2名)で構成されております。当社においては、この監査役の構成は、監査役会の適切な運営を行ううえで適切な人数であると判断しております。

当社出身の監査役は、社内の情報の収集に努めるなど常勤者としての特性を踏まえた監査を、社外監査役は、専門分野を生かした監査を実施するとともに、取締役会や経営会議等重要な会議に出席し意見を述べております。

監査役会は定時取締役会の開催日にあわせて、毎月1回取締役会前に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

5. CSR委員会、内部統制委員会および企業価値向上委員会

当社は、社会および環境に関する活動をCSR活動として体系化し、当社グループに展開しております。本活動を推進するために、CSR委員会(委員長:社長)を設置しております。なお、CSR委員会の下にコンプライアンス、リスクマネジメントおよび品質を担当する3つの分科会を設置しております。

当社グループにおける内部統制システムの構築とその維持、改善を図るために、内部統制委員会(委員長:社長)を設置しております。

また、事業の継続的成長を実現し企業価値を向上させることを目的として、企業価値向上委員会(委員長:社長)を設置しております。

6. 内部監査および監査役監査

業務執行の監査監督について、内部監査を目的とする監査部を設置しております。内部監査は当社グループ全体を対象とし、監査部長以下で定期的に内部監査を実施しております。

また、監査役は、監査役会で決定した監査計画に従い、取締役の職務の執行等を監査しております。当社の社外監査役は、常勤の監査役と同様、必要の都度、事業所、工場等への往査を行っております。また、常勤の監査役が往査した事業所や関係会社についての監査レポートは、社外監査役にも提出されております。

なお、監査役のうち社外監査役三和彦幸は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 会計監査人

第91期(2016年3月期)事業年度における当社の会計監査人の名称、業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 長崎康行、秋山高広、田中徹

3) 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士16名、その他13名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みをまとめた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」のとおり、当社のガバナンスは、業務執行とこれに対する監視・監督のそれぞれの機能が十分に発揮されるシステムとして、監査役会設置会社および執行役員制度を採用し、取締役会による「意思決定・監督」、代表取締役および執行役員による「業務執行」、そして監査役および会計監査人による「監査」という3区分の組織体制により運営されています。

適切な業務執行の決定および監督機能の点から、当社取締役会が外部評価を踏まえて取締役会の実効性を分析・評価した結果取締役会の実効性について重大な問題が認められなかったこと、内部統制委員会において内部統制システムの運用状況についてモニタリングを行った結果重大な問題が認められなかったこと、監査役会の監査報告において問題となる指摘を受けていないこと等から、当社は、当社のコーポレートガバナンスが有効に機能していると判断しております。今後も経営の健全性・透明性・効率性を追求し、最適な経営管理体制の維持・構築に努めてまいりたいと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は株主総会開催日の3週間前までに株主総会招集通知を発送しております。第91期定時株主総会の招集通知は、2016年6月3日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第91期定時株主総会は、2016年6月27日(月)に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2008年6月26日開催の第83期定時株主総会から、電磁的方法(インターネット等)により、議決権を行使することができることとしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2008年6月26日開催の第83期定時株主総会から、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにより、議決権を行使することができることとしております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社のホームページに英文を掲載しております。
その他	株主総会の運営につきましては、映像を利用した事業報告も行うなど、株主にわかりやすい運営を目指しております。招集通知、参考書類および報告書は、当社ホームページにも掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを定め、当社ウェブサイトに掲載しております。 http://www.smm.co.jp/ir/management/policy/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	1) 四半期決算毎に電話会議形式により決算説明会を開催しています。 2) 原則、本決算および第2四半期決算発表時の年2回、経営戦略進捗状況説明会を開催しています。 3) 中期経営計画等の重要な発表を行ったときに説明会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に海外の機関投資家を訪問し、決算ならびに経営戦略を説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページには、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料、各種カンファレンス時の資料、アニュアルレポート、CSR報告書、統合報告書、株式情報、招集通知、報告書、決議通知、株主向けPR誌、その他報道発表資料等のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社のグループ経営理念では、ステークホルダーへの責任を果たすことを掲げております。 その一環として、当社は株主等へ適切な情報開示を行うことを目標としております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、2008年10月1日をもって、社会および環境に関する従来からの活動をCSR活動として体系化し、全グループに展開することといたしました。 当社グループのCSR活動の目的は「地球および社会との共存」です。 「地球との共存」に関しては、地球の有限性があらためて認識されているなか、健全な地球があってこそその企業活動であることを強く認識した事業活動を行ってまいります。 「社会との共存」に関しては、ステークホルダーとの交流等を通じ、当社の企業価値の向上に生かす取り組みを行ってまいります。 CSR活動の本格的推進にあたり、社長を委員長とするCSR委員会を設置するとともに、下部機構として、リスクマネジメント、コンプライアンスおよび品質を担当する3つの分科会とCSR活動における6つの重点分野に取り組む部会を設置しております。 当社グループのCSR活動の取り組み状況については、年1回統合報告書を作成し、当社ウェブサイトでも公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、IRポリシーを定め、当社ウェブサイトに掲載しております。 http://www.smm.co.jp/ir/management/policy/
その他	女性活躍支援・ダイバーシティ推進の取り組みについて 「世界の非鉄リーダー」「日本のエクセレントカンパニー」をめざす当社にとって、女性社員や障がい者などの多様な人材がこれまで以上に活躍できる職場環境を整えることの重要性が増しており、全社を挙げて環境整備を進めております。 「女性活躍支援」の基本方針として「意識改革の推進」「制度の見直し」「インフラ整備」の3つを掲げ、2012年7月に女性活躍支援グループを組織し、具体的施策を推進してまいりました。 2015年10月に、より効果的な人材の育成・配置および組織開発の推進をめざして人材開発部を新設するとともに、人材開発部内にダイバーシティ推進室を設置し、女性や障がい者などの多様な人材が能力を発揮できる環境づくりや人権尊重を推進しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針

当社グループ(当社を含む。以下同様)の持続的な成長を確保するために、内部統制の構築は経営上最も重要な課題の一つです。項目2以下に掲げる事項について、当社グループの役員(執行役員を含む。以下同様)および従業員それぞれの役割と責任が明確にされ全員参加で取り組む体制を構築するとともに、それらが適時適切に見直され、不断の改善が図られる体制の構築に努めます。

2. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 (会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

1) 役員および従業員の行動基準として制定している「SMMグループ行動基準」を役員は率先垂範し、従業員に対して周知教育することにより、適法で健全な職務の執行が行われる企業風土の醸成に努めております。

2) 取締役会規程により、取締役会の付議事項および報告事項が会社法に適合する体制を構築しております。また、経営上の重要な事項については、本社部門権限基準規程、経営会議規程、決裁規程等に基づき、会議体または稟議書により、専門的見地から適法性も含め多角的に検討しております。

3) 役員および従業員の職務の執行状況について、監査部による内部監査を定期および不定期に実施しております。

4) 役員および従業員の職務の執行が法令、定款等に違反し、当該違反等が放置され、または対応されないことを防止するために情報提供制度を設けております。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 (会社法施行規則第100条第1項第1号)

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他役員の職務の執行に係る情報は、法令および文書規程、決裁規程等に従い、適切に保存し、管理しております。

4. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則第100条第1項第2号)

1) リスクマネジメントについては、リスクマネジメントシステム規程を定め、各組織において体系的に実施しております。その取り組みに際しては、経営層を含む推進組織を設置するとともに、社長が最高責任者としてリスクマネジメント全体を統括し、全社的かつ組織的な活動を行っております。

2) 個別のリスクについては、本社部門や当該リスクを所管する部所等が社内規程等を定め、構築したリスク管理体制に基づき、管理しております。

5. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第3号)

1) 執行役員制度により、権限と責任の明確化と大幅な権限委譲を行い、執行機能の強化を図っております。具体的には、執行役員は、事業部門長、本社部室長等、重要な職位の委嘱を受け、本社部門権限基準規程等に基づき固有の権限を付与されて、その業務を執行しております。

2) 中期経営計画、予算制度等により、当社グループにおける適切な経営資源の配分を行っております。また、業績管理制度により、当社グループにおける経営計画の進捗を管理するとともに、業績評価が経営層等の報酬に反映される体制を構築しております。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第5号)

1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 (会社法施行規則第100条第1項第5号イ)

子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築しております。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築しております。

2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則第100条第1項第5号ロ)

リスクマネジメントシステム規程により、各事業や地域等の特性にあわせて、子会社におけるリスクマネジメントの推進および監視を行う体制を構築しております。

3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第5号ハ)

a. 中期経営計画、予算制度等により、子会社に対し当社グループの経営方針を示すとともに、子会社の経営計画および予算の策定に関与する体制を構築しております。

b. 当社から子会社に対し役員を派遣し、子会社の経営上重要な事項の意思決定等に関与する体制を構築しております。

4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第5号ニ)

a. 原則として全ての子会社に適用される「SMMグループ行動基準」を定め、子会社の役員が「SMMグループ行動基準」を率先垂範し、当該子会社の従業員に対して周知教育することにより、各社において適法で健全な職務の執行が行われる企業風土の醸成に努める体制を構築しております。

b. 子会社における業務の執行状況について、当社監査部による内部監査を定期および不定期に実施しております。

c. 子会社の役員および従業員の職務の執行が法令、定款等に違反し、当該違反等が放置され、または対応されないことを防止するために情報提供制度を設けております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役会の事務局員として兼務者を配置しております。監査役がこれ以外にその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、真摯に検討しております。

8. 7の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第2号および第3号)

1) 監査役会の事務局員の人事異動を行う場合は、事前に監査役と協議しております。

2) 監査役会の事務局員が監査役の指揮命令に従わず、監査役が交代等を求めた場合は、真摯に対応しております。

9. 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制 (会社法施行規則第100条第3項第4号)

1) 取締役会規程その他の社内規程において取締役会報告事項を定め、会社法等により当社の監査役へ報告を要する事項が確実に報告される体制を構築しております。

2) 当社グループ内において違法行為等が発生した場合、コンプライアンス基本規程に基づき、当社の常勤の監査役に報告しております。

3) 情報提供制度の利用状況について、コンプライアンス基本規程に基づき、当社の常勤の監査役に報告する体制を構築しております。

4) 当社監査部による当社グループの業務の執行状況に関する内部監査の結果を当社の常勤の監査役に報告しております。

10. 9の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）

情報提供制度の利用者に対し、当該制度の利用を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨をコンプライアンス基本規程等に明記しております。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払または償還等の請求をした場合、会社法に基づき、当該費用または債務を処理しております。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

1) 経営会議、経営情報連絡会など経営上重要な会議の開催にあたっては、社内規程等に基づき、監査役が出席する機会を設けております。

2) 社長が決裁する稟議書は、常勤の監査役に供覧しております。ただし、常勤の監査役が特に指定するものを除きます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社およびグループ会社の役員および従業員の行動基準として「SMMグループ行動基準」を制定し、次のとおり反社会的勢力との関係遮断を内外に表明しております。

< SMMグループ行動基準 >

15. 反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力を断固として排除し、一切関係を持ちません

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社およびグループ会社は「SMMグループ行動基準」を遵守するとともに、反社会的勢力との関係遮断のために「不当要求対応マニュアル」を策定しております。具体的な社内体制の整備状況、実施施策は次のとおりです。

1) 反社会的勢力との関係遮断の基本方針を定着させるため、「SMMグループ行動基準」に関して社員採用時の研修、その他教育研修などの機会を通じ、当社およびグループ会社の役員および従業員に周知しております。

2) 反社会的勢力による不当要求もしくは、その端緒と判断される事態が発生した場合は、「不当要求対応マニュアル」に基づき総務法務部長を統括責任者として、組織的に対応します。

3) 当社およびグループ会社は、反社会的勢力との関係遮断のため、警察署などの専門機関へ情報を提供し、助言を得るなど緊密な連携関係を構築しております。また、顧問弁護士事務所から法的な助言を得られる体制を構築しております。

4) 暴力追放運動推進センターなどの講習会や研修会に積極的に参加し、最新情報の取得に努めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

買収防衛策について

1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付のなかには、対象会社の企業価値・株主共同の利益を損なうものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があります。

2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

a. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、2016年2月15日に、「2015年中期経営計画」を公表し、引き続き長期ビジョンである「世界の非鉄リーダー」と「日本のエクセレントカンパニー」をめざす基本戦略の下、「資源」「製錬」「材料」の各事業の成長戦略を継続的に推進してまいります。具体的には、資源・製錬事業においては、ニッケル年産15万t体制および権益分年間生産量として銅30万t・金30tをめざして事業の拡大を図り、材料事業においては、今後、需要の伸びが期待される分野において積極的な商品開発や経営資源の投入を行い成長戦略を進めてまいります。

当社は、より透明性の高い経営をめざして、取締役のうち3分の1以上を独立した社外取締役として選任する方針を定めており、この方針に基づき、取締役8名のうち3名を独立した社外取締役としております。また、監査役4名のうち2名を社外監査役として選任しております。社外取締役および社外監査役の独立性の判断にあたっては、会社法に定める社外要件、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準および当社が定めた独立性の基準に従います。かかる基準によれば、当社の社外取締役と社外監査役はいずれも当社からの独立性を有しております。取締役、執行役員等の指名・報酬等については、執行役員でない取締役会長および独立社外取締役を構成員とし、独立社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会において助言を得ることとしています。また、取締役および監査役の自己評価等により取締役会の実効性のさらなる向上を図っております。加えて、執行役員制度を採用しており、執行役員の権限と責任の明確化と執行役員に対する大幅な権限委譲を行い、執行機能を強化しております。

b. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2016年2月15日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の更新を決議し、第91期定時株主総会において、株主の皆様のご賛成により、ご承認をいただきました（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様が当該大量買付に応じようとするべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株式の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プランに定められた発動要件を満たす場合には、当社は、買収者による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、1個の新株予約権につき、原則として0.5から1株の範囲内で当社株式が発行されることから、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プランに定められた場合には、株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、原則として、2019年6月開催予定の第94期定時株主総会終結の時までとなっております。

3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の「2015年中期経営計画」ならびに既に実施しているコーポレート・ガバナンス強化のための各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に向上させるための具体的方策として策定されたもので、まさに当社の基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、第91期定時株主総会において株主の皆様により承認されていること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性を有する社外取締役等のみによって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を受けることができるとされていること、有効期間は、原則として3年間とされており、また、その満了前であっても当社取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に係る社内体制

1) 経営理念および行動基準

当社は、当社の目指すべきところを定めた「SMMグループ経営理念」および経営理念を達成するための役員・社員の行動規範である「SMMグループ行動基準」を2003年12月に制定し、2004年4月から実施しています。
SMMグループ経営理念では、「ステークホルダーへの責任を果たす」ことを掲げており、適切な情報開示を行うことを、当社の「あるべき姿」としてしています。

また、SMMグループ行動基準では、「コンプライアンス - 法やルールの遵守」として、国内外の法・ルール・社会常識を守ることが定められています。

2) 社内規程に基づく体制

経営理念および行動基準を受けて、当社では適切な情報開示を行うため、「報道機関等に対する情報開示に関する規程」および「インサイダー取引防止および情報管理に関する規程」において、内部情報の管理について定めています。

具体的には、いわゆる決定事実に関する情報、発生事実に関する情報および決算に関する情報(以下、「重要事実」という)の取り扱いについて、以下のとおりとしています。(aは「インサイダー取引防止および情報管理に関する規程」、bおよびcは「報道機関等に対する情報開示に関する規程」において定めている。)

a. 当社または当社の子会社において重要事実が発生し、または発生が予測されるときは、その重要事実を所管する部門(子会社についてはその子会社を所管する部門)の長から、総務法務部長にその旨を報告する。

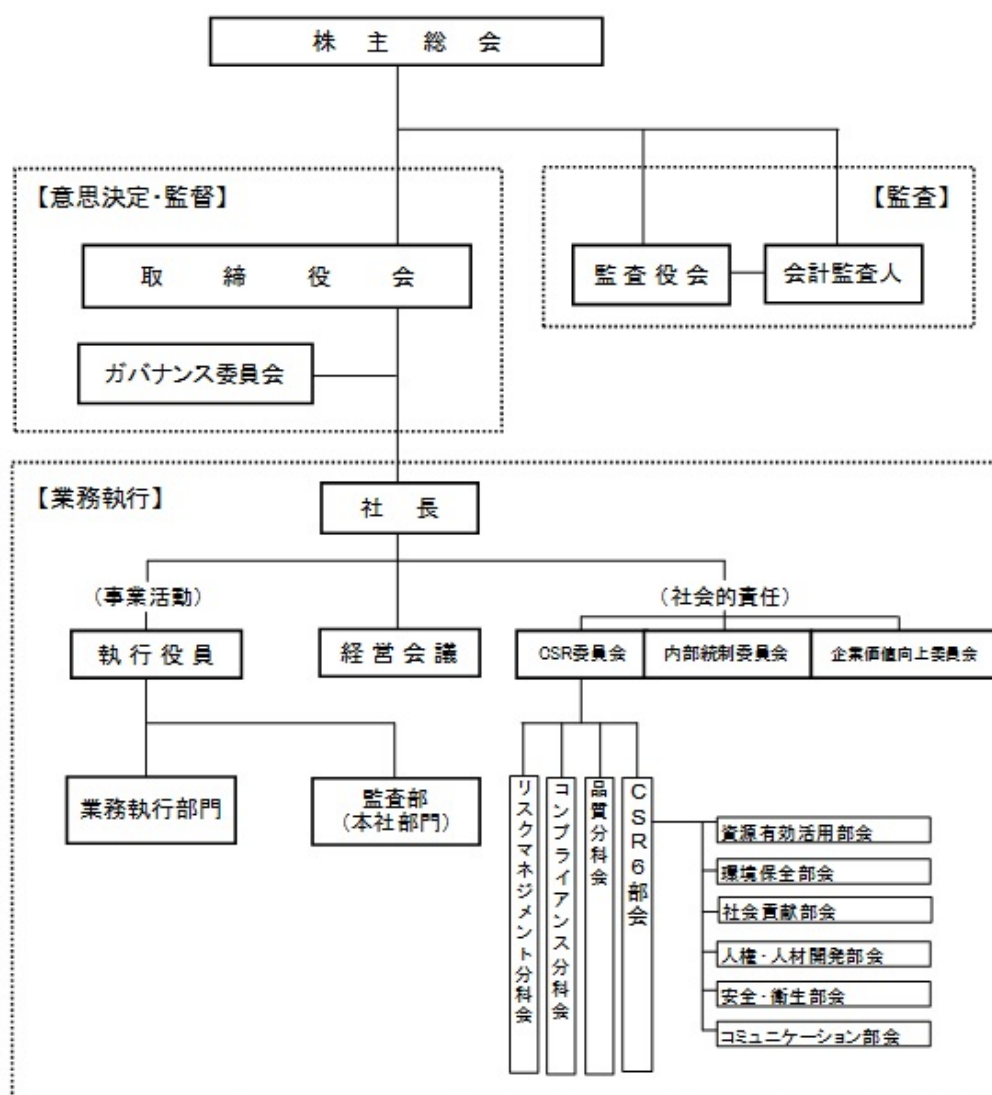
b. 総務法務部長は、報告された重要事実について、適時開示事項に該当するか否かを判断し、情報取扱責任者である広報IR部長に対し通知する。

c. 広報IR部長は、東京証券取引所等の定める規則に従って開示する。

3) 稟議制度を通じた適時開示に関する審査

当社では業務の意思決定にあたり、稟議制度を通じた審査、決裁を行うことを基本としています。この意思決定の過程において回付される稟議書において、事態に応じ適時開示に関する審査を行うこととなっています。

【当社コーポレートガバナンスの枠組み】



会社情報の適時開示に係る社内体制の模式図

